

## ◆高齢者福祉各種事業見直しの概要

要綱名	事業内容	改正点	備考
① 笠岡市高齢者等住宅改造 助成事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援、要介護高齢者や重度の身体障害者の在宅生活を可能にするために住宅を改造する場合、対象経費の定率補助（2/3で限度額は333千円）を行う。</li> <li>・助成対象は浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段及び台所の改造。</li> <li>・介護保険住宅改造助成（上限20万円助成）の上乗せ助成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者の制限を、年収200万円以下から所得税非課税者に変更する</li> <li>○着手前申請から完了後申請に変更する。</li> </ul>	<p>県補助事業であるが、平成19年度から県の対象者制限も年収200万円以下から所得税非課税に変更。</p>
② 笠岡市軽度生活支援事業 実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定非該当の独居高齢者等が、自宅で自立した生活を維持できるよう自立支援ヘルパーを派遣し、買い物等の軽微な日常生活の援助を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者を、所得税非課税世帯に限定</li> <li>○自己負担金を、80円/時間から300円/時間に変更する</li> </ul>	<p>平成17年度に国県補助廃止 介護保険生活援助（要支援1）の自己負担308円（1時間）</p>
③ 笠岡市「食」の自立支援 事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者等に対する食生活の管理、改善と在宅支援を行う。</li> <li>・1週間に2回、1食1/2を助成（助成限度額400円）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者を、所得税非課税世帯に限定する</li> </ul>	<p>平成17年度に国県補助事業廃止</p>
④ 笠岡市ひとり暮らし高齢 者等緊急通報装置設置事 業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者、障害者世帯に対し、緊急時での通報体制の整備のため緊急通報装置を設置する。</li> <li>・所得税非課税世帯 設置工事費、本体価格リース費全額を市負担</li> <li>・所得税課税世帯 設置工事費を市負担、本体器具買取で、所得に応じて全額若しくは一部自己負担</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者の年齢を、65歳以上から70歳以上に引き上げる</li> </ul>	<p>平成17年度に国県補助事業廃止</p>
⑤ 笠岡市高齢者日常生活用 具給付事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の在宅生活を支援するために、眼鏡、杖などの購入補助を行うとともに、電磁調理器などの現物支給を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電磁調理器などの現物支給を廃止する。</li> </ul>	<p>平成18年度に国県補助廃止 利用件数 H15年0件 H16年0件 H17年2件</p>
⑥ 笠岡市福祉基金助成事業 実施要綱	<p>（寝たきり身体障害者等介護助成） 要介護3以上の高齢者及び寝たきりの障害者等を介護する同居親族に対し、一時金5万円を助成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者を、所得税非課税世帯に限定する</li> <li>○寝たきりの高齢者 要介護度4以上 障害者 障害認定区分5以上</li> </ul>	<p>介護保険法制定前の寝たきり高齢者への紙おむつ現物支給制度が一時金支給に変わり現在に至る。</p>

施行期日

平成19年 4月 1日

1